

事 務 連 絡
平成28年 1月13日

居宅介護支援事業所
小規模多機能型居宅介護事業所 様

各務原市介護保険課

「福祉用具貸与に対する主治医の所見」で取り扱う様式について（お願い）

平素は、介護保険行政へのご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、軽度者の福祉用具貸与にあたっては、各事業所様より申請の書類をご提出いただいておりますが、「主治医の所見」で取り扱っている様式について、一部訂正の必要がありました。

そのため、今後につきましては、下記の部分を訂正した様式での申請をお願い申し上げます。

記

【訂正前】

利用者の状態像 i ～ iii について

- ・「第23号告示第19号のイ（第23号告示第52号において準用する第19号のイ）」
- ・「第95号告示第二十五号のイ」

【訂正後】

利用者の状態像 i ～ iii について

- ・「利用者等告示第三十一号のイ」

※取り扱う様式は別紙のとおり

各務原市介護保険課
担当 山口
連絡先 058-383-1778